

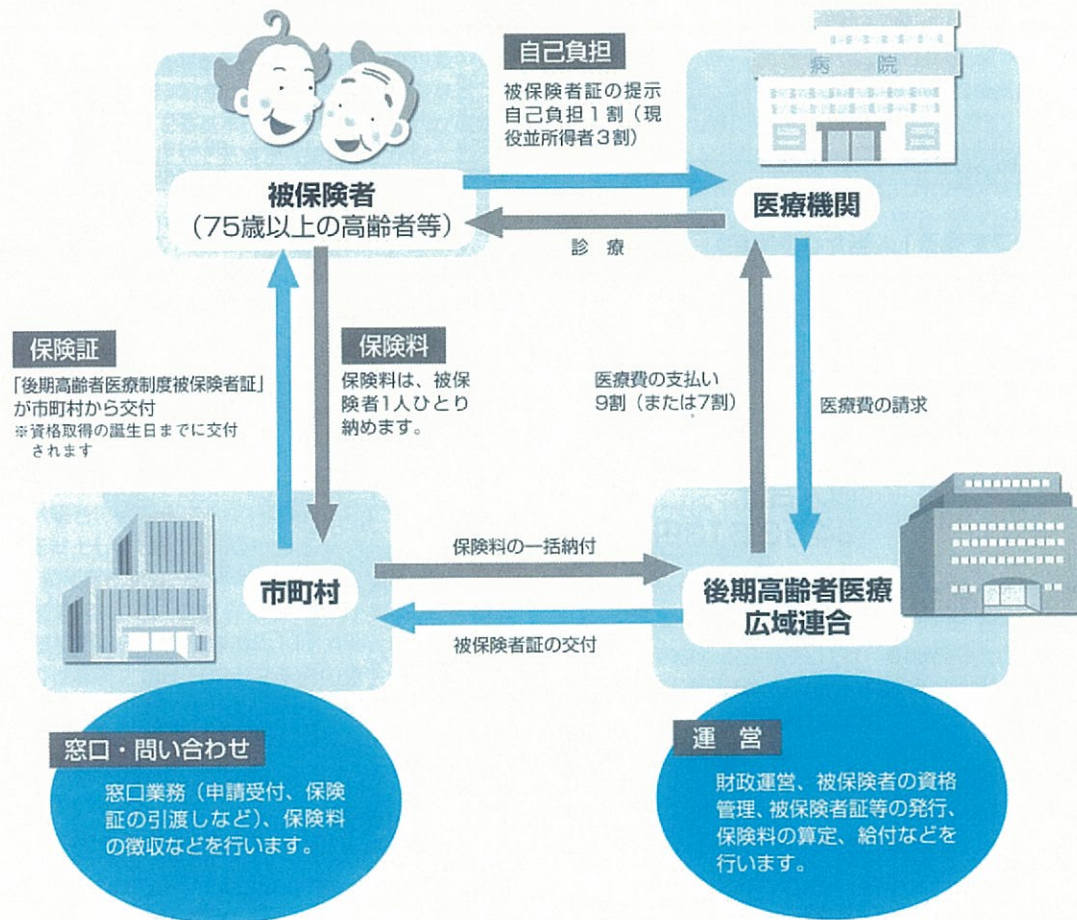
医療制度が変わりました！

75歳以上の後期高齢者

後期高齢者医療制度の運営は広域連合、手続き・問い合わせ等は市町村に

この4月から老人保健制度が廃止され、75歳以上のすべての方および一定の障害のある65歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度が新しく創設されました。いままでは国民健康保険や健康保険組合などに加入したまま老人保健制度によって医療を受けていましたが、これからはこれらを離れて独立した後期高齢者医療制度から医療を受けることになりました。

後期高齢者医療制度のしくみ

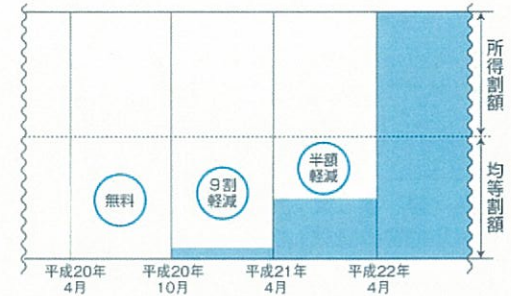


現役並所得者とは

住民税の課税所得145万円以上で、収入額が高齢者複数世帯で520万円以上、高齢者単身世帯で383万円以上に該当する場合です。

保険料負担がなかった健康保険組合の被扶養者の方には保険料が軽減されます

後期高齢者医療制度では、健康保険組合の被扶養者であった人も所得に応じて負担する「所得割額」と所得に関係なく均等に負担する「均等割額」の合計額を保険料として負担しなくてはなりません。そこでこうした人たちの負担軽減措置として、加入から2年間は保険料のうち「均等割額」部分が半額に軽減され、「所得割額」は徴収されません。さらに、特別措置として平成20年4月から6か月間は均等割額が無料に、平成20年10月から6か月間は均等割額の9割が軽減されます。



保険料 = 均等割額 + 所得割額
(全員が同じ額) (前年所得に応じた額)

加入者のみなさんが75歳になったとき



65～74歳の前期高齢者

国民健康保険を支援する「前期高齢者医療費に関する財政調整」の実施

前期高齢者医療制度は、65～74歳の前期高齢者がたくさん加入している国民健康保険を支援するため財政調整を行い、加入者の少ない健康保険組合などから調整金を援助するしくみです。そのため、対象者が加入している健康保険組合などの保険者が変わるわけではありません。

65歳以上の方が療養病床に入院した場合、食費・居住費を負担

療養病床に入院した場合に、医療費のほかに食費と居住費を負担する方の対象年齢が「70歳以上」から「65歳以上」に拡大されました。

※療養病床…病状は安定しているものの、引き続き治療が必要な人が入院する病床